

雲南市立阿用小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、「いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる」という基本理念に立ち、未然防止に全力を注ぐ。発生した場合には、関係機関との連携を密にし、適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめとは（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止めて、事実関係を確かめるとともに組織的に必要な対応をとる。

(2) 基本的な考え方

本校におけるいじめ防止の基本的な考え方を以下のようにし、いじめ防止やいじめ問題解決などに取り組む。

- 児童、教職員の人権感覚を高め、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気醸成する。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かい人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導、対応に努め、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者、地域、関係機関と連携し、解決に努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校内にいじめ防止推進委員会を設置し、この委員会を中心にしていじめ防止等に関する取組を行う。

雲南市立阿用小学校 いじめ防止推進委員会

- ① 構成教職員 校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、
養護教諭、担任 等

② 取組内容

- 本校のいじめ防止基本方針の策定、修正
- いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- いじめに係る情報収集
- いじめ発生に係わる教職員への情報提供

3 未然防止のための具体的な取組

(1) 教職員の意識向上

- ① いじめの定義を再確認するとともに、からかいやひやかし、無視などのちょっとした言動も根本はいじめと捉えて毅然とした対応をとる。
- ② 教職員の言動が児童に与える影響を考え、温かい言葉がけや一人一人を大切にされた対応をする。
- ③ 職員研修の充実を図るとともに、人権・同和教育や道徳の時間を要とした道徳教育を推進する。
- ④ 少しでも心配に感じる児童について、早期に職員会議等で情報を共有し、必要があれば、いじめ防止推進委員会を開催し対応を協議する。

(2) 日々の授業の充実

- ① 全ての児童が参加でき、「分かる・できる」授業を展開するために、授業改善に取り組む。
- ② 児童が自ら考え、行動できるような場づくりをし、児童が達成感や自己有用感を味わうことができる学習を展開する。
- ③ 体験活動を充実させ、人との関わりを大切にされた学習を進める。

(3) 相談体制の充実

- ① 毎学期に1回、教育相談週間を設けて、全児童との面談を実施する。また、生活やいじめに関するアンケートや相談箱、アンケートQ U等を活用し、児童が相談しやすい体制をとる。
- ② 保健室の相談機能を強化し、来室児童について、養護教諭は担任や保護者と情報共有を図る。
- ③ 市教育委員会の学校訪問等を通して指導を受ける。スクールカウンセラー事業を効果的に活用し、必要に応じてその他外部機関を活用する。

(4) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ① 縦割り班活動・短時間グループアプローチ（「あよっ子トーク」）などを計画的に行い、自他の大切さを認め、その思いを態度や行動に現すことができる児童を育成する。
- ② 特別活動において、いじめや人権問題について話し合うなど児童の主体的な取組を進める。
- ③ 人権の大切さや自他が認められるような校内掲示を充実させる。

(5) 地域や家庭との連携

- ① 家庭や地域に向けて学習公開日、学級懇談等への参加を呼びかけ、学校の取組等への理解を得るように努め、人権・同和教育講演会において人権問題について協議し、連携・協働した対策を推進する。
- ② ふるさと教育を推進し、地域のひと・もの・ことを活用して学習を進めることで、学校の状況や児童の姿を共有するように努める。
- ③ 日頃から家庭との連携を意識し、必要に応じて電話や連絡帳等で学校での様子や出来事を伝えたり、対応を相談したりする。よいことも積極的に伝えていく。
- ④ 学校評価で「人権意識や人権感覚を育む人権・同和教育の推進」についての評価項目を設け、学校の取組を点検し、改善する。
- ⑤ 学校・学級だよりやホームページで学校の状況や児童の活動等を知らせる。

(6) 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめへの対応

- ① 教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合にはすみやかにいじめ防止推進委員会に対して、当該いじめに係る情報を報告し、校内で組織的に対応する。
- ② いじめ防止推進委員会が中心となり、すみやかに関係児童から情報を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果は、校長が市教育委員会に報告するとともに、担任又は教頭、生徒指導主任がいじめを行った児童やいじめを受けた児童の保護者に連絡する。(いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、雲南警察署と相談して対処する。)
- ④ いじめを受けた児童に対する心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けて、信頼できる人との人間関係を築く・家庭で過ごす時間を大切にする・必要に応じて学校外の学びの場を紹介するなどして、当該児童に継続的に寄り添い支える体制をつくる。(状況に応じて外部専門家や関係機関の協力を得る。)また、保護者の要望や意見を十分に聴取し、事実に対する理解を得た上で協力を求めたり、保護者に対する支援を行ったりする。
- ⑤ いじめを行った児童に対して、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対して、事実に対する理解を得た上で協力を求めたり、保護者に対する助言を行ったりする。

いじめを行った児童が抱える問題にも意識を向け、その問題が解決するように組織的な指導や支援を行う。

- ⑥ いじめを傍観していた児童に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導したり、はやしたてるなどの同調する行為は、いじめに加担する行為であることを指導したりする。

(2) インターネット上のいじめへの対応

アンケートや教育相談等を活用し、児童がネット上でいじめに巻き込まれていないか把握するとともに、道徳科を中心に情報モラル教育を行い、保護者への啓発を行う。

(3) 学校相互間の連携

いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合、いじめ防止推進委員会が中心となって、学校同士で情報共有を図り、当該児童やその保護者に適切に支援や指導・助言ができるように連携・協力をする。

(4) いじめの解消について

いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

相当の期間が経過した時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者と面談等を行い、心身の苦痛を感じていないか確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、全教職員で安心・安全を確保する。いじめ防止推進委員会は、いじめ解消までの被害児童に対する支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

5 重大事態に対する措置

（１）重大事態とは（いじめ防止対策推進法２８条より）

重大事態とは以下の２項の場合を指す。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のような場合である。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらない。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

（２）重大事態への対応

- ① 重大事態が発生したと判断した場合には、校長が雲南市教育委員会に報告する。
- ② 調査主体や調査組織については、雲南市教育委員会の指示を仰ぐ。
- ③ 調査実施前に、被害児童やその保護者に対して以下の事項について説明する。
 - ・ 調査の目的と目標
 - ・ 調査の主体（組織の構成と人選）

- ・ 調査時期と期間
 - ・ 調査事項
 - ・ 調査方法
 - ・ 調査結果の提供
- ④ 〔調査主体が学校の場合〕いじめ防止推進委員会を中心として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、当該事案について客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- ・ いじめを受けた児童への聞き取り
 - ・ 周囲の児童や教職員への聞き取り
- (調査主体が学校でない場合)積極的に調査主体へ情報を提供し、調査に協力する。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、当該事案に関わる事実関係等の必要な調査結果を適切に提供する。
- ⑥ 校長は、調査結果を雲南市教育委員会に報告する。
- ⑦ 調査結果を重んじ、主体的に事後対応や再発防止等の具体的な対応を行う。

平成26年3月 策定

令和3年4月 改訂